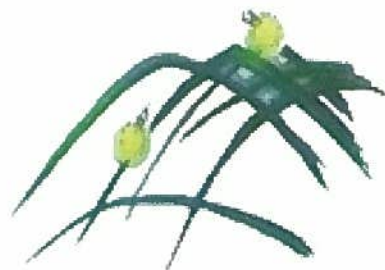


建築現場等における仮設トイレのし尿処理について

し尿は「一般廃棄物」に該当し、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条により、市町村長の許可を受けなければならないと定められています。

建築現場等に設置される仮設トイレやスカイトイレについては、設置場所市町村又は市町村の許可を受けた業者に収集運搬を依頼し、処理を行ってください。(※)

無許可業者へ廃棄物の収集運搬ないし処分を委託する事は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に規定する「不法投棄」に該当し、違反した時は罰則に処せられます。



【主な罰則】

区分	関係法令等	違反した場合
し尿の収集・運搬	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条)	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
不法投棄 ※1	何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条)	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
委託基準違反 ※2	無許可業者へ廃棄物の収集運搬ないし処分を委託する事。 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第6号)	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
法人等に対する両罰規定	法人等にあつて、その法人の従業員等が、その法人の業務に関し、上記の違反行為をしたときは、法人に対しても罰金刑を科す。	(※1)の場合、3億円以下の罰金刑 (※2)の場合、各本条の罰金刑

(※) 収集運搬は、市町村が直接実施している場合、委託している場合又は許可業者に依頼している場合があります。